

Vロードイルミネーション装飾等業務委託 企画コンペ実施要領

1 概要

- (1) 件 名 Vロードイルミネーション装飾等業務委託
- (2) 履 行 場 所 指定場所
- (3) 業 種 等 参加表明書の提出期限までに、長崎市物品等競争入札有資格者名簿に「保守（電気機器・発電設備）」又は「行事の企画・運営・設営」の業種のいずれかで「市内・認定市内」に登録がある者であること。
- (4) 概 要 Vロードに植樹されている街路樹にイルミネーションを施し、V・ファーレン長崎や長崎ヴェルカの応援気運の醸成や夜景観光の推進を図るため、既に実施しているVロード装飾の更なる盛り上げを図る。
- (5) 履 行 期 間 契約締結日～令和8年2月28日
- (6) 実施条件等 別紙のとおり
- (7) 契約限度額 14,959,819 円（消費税相当額を含む）を上限とする。
- (8) 契約保証金 要（契約金額の100分の10以上。ただし、長崎市契約規則（昭和39年長崎市規則第26号）第34条第1号又は第3号に該当する場合は免除）

2 参加者の資格に関する事項

参加者は次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 長崎市契約規則（昭和39年長崎市規則第26号）第2条第1項に規定する者（同項後段の規定により読み替えて適用する者を含む。）に該当しない者及び同条第2項各号に該当しないと認められる者であること。
- (2) 長崎市物品等競争入札有資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) (2)の名簿に地域区分が市内又は認定市内としての登録がある者であること。
- (4) 市からの参加要請日現在において、「1(3)業種等」に記載する条件を満たしている者であること。
- (5) 長崎市競争入札参加資格者指名停止措置要領（平成7年11月7日施行）及び長崎市各種契約等における暴力団等の排除措置に関する要綱（平成24年長崎市告示第85号）の規定に基づく指名停止措置の期間中でない者並びに長崎市事業所実態調査実施要領（平成16年長崎市告示第305号）及び長崎市元請・下請関係適正化指導要綱（平成24年長崎市告示第829号）の規定に基づく入札参加制限措置の期間中でない者であること。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがあった者(更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。)でないこと。
- (7) 会社法(平成17年法律第86号)第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがあった者でないこと。
- (8) 本コンペに参加しようとする者のうちに、資本・人的関係がある者が含まれていない者であること。
- (9) 本業務の履行能力がある者であること。

3 スケジュール（予定）

資料配布期間	公告日から
質問の受付期間	公告日から 令和 7 年 10 月 15 日（水）正午まで
質問に対する回答の閲覧期間	令和 7 年 10 月 16 日（木）から
提案意思確認書 提出期限	令和 7 年 10 月 17 日（金）正午まで
参加資格確認通知書（市回答）	令和 7 年 10 月 17 日（金）（予定）
提案書 提出期限	令和 7 年 11 月 6 日（木）正午まで
審査会実施日	令和 7 年 11 月 7 日（金）（予定）
選定結果通知	令和 7 年 11 月 7 日（金）（予定）
契約締結	令和 7 年 11 月上旬中旬頃
業務期間	契約締結日～令和 8 年 2 月 28 日（土） （点灯期間）令和 7 年 12 月 16 日～令和 8 年 1 月 31 日

4 資料等の配布について

様式等、関係資料については長崎市ホームページにより公開するものとし、参加者が自らダウンロードして入手するものとする。

【長崎市ホームページアドレス】

<https://www.city.nagasaki.lg.jp/page/67499.html>

5 質問の受付

(1) 受付方法

質問書（様式 1）に記入の上、電子メールにより下記送信先に送信すること。市の担当者が受信を確認した場合は、送信されたアドレスに対し受信した旨の返信を行う。

※様式、関係書類の提出に際しては、PDF形式により提出するものとする。

（以下全手続きにおいて同じ。）

(2) 受付期間

公告日から令和 7 年 10 月 15 日（水）正午まで

※期間内かどうかは電子メールに記載された「送信日時」によるものとする。

（以下全手続きにおいて同じ。）

(3) 送信先

長崎市官民連携推進室 林田 E-mail: hayashida_shodai@city.nagasaki.lg.jp

(4) 質問に対する回答

令和 7 年 10 月 16 日（木）に質問者に対し質問書記載の電子メールアドレスへ個別に回答する。

※全ての質問・回答については、「4 資料等の配布について」に記載する長崎市ホームページにおいて、令和 7 年 10 月 16 日（木）から公開する。

6 参加表明の手続き

(1) 提出書類 提案意思確認書（様式 2）

(2) 提出期限 令和 7 年 10 月 17 日（金）正午 必着

※提出期限に間に合わなかった場合、辞退したものとみなす。

- (3) 提出方法 電子メールによるものとし、送信先は「5(3)」と同様とする。
- (4) 受領確認 市の担当者が受信を確認した場合には、送信されたアドレスに対し受信した旨の返信を行う。
- (5) 資格確認 市は提案意思確認書の提出があった者の資格確認を行い、相手方に対し資格の有無について通知（様式 3）を行う。

7 提案の手続き

- (1) 受領確認 市の担当者が受信を確認した場合には、送信されたアドレスに対し受信した旨の返信を行う。

(2) 提案書

ア 提案書（様式 4）※市への登録印の押印必要

イ イルミネーションの完成形のイメージが分かるパースなど（任意様式）

ウ 事業実施計画書（様式 5）※提案した内容については遵守すること。

エ 見積書

次の項目の金額内訳が分かるように記載すること。

・樹木 1 本当たりの LED 電球数と色の内訳及び単価、・ポータブル電源及びソーラーパネル、・電源と LED 電球を接続するために必要な物品、・設置、撤去に要する費用、・点灯期間中の点検に要する費用

※契約が決定した者にあっては、後日紙ベースで提出すること。

- (3) 提出期限 令和 7 年 11 月 6 日（木）正午 必着
- (4) 提出方法 電子メールによるものとし、送信先は「5(3)」と同様とする。

8 審査会

- (1) 開催日時 令和 7 年 11 月 7 日（予定）
- (2) 実施方法 提案書に基づき審査委員による審査を行う。（詳細な時間帯は決定次第連絡する）

9 審査項目、選定方法

- (1) 審査項目は、次のとおりとする。

No.	審査項目	配点
1	見る人がわくわくするようなイルミネーションのデザインとなっているか。また、写真スポットや稲佐山からの夜景を意識したデザインとなっているか。	25 点
2	スタジアムシティやアミュプラザ等の近隣施設のイルミネーションの状況を踏まえ、統一したデザイン提案となっているか。	10 点
3	十分な電飾の量が確保されているか。	20 点
4	安定した電源の確保が可能な提案になっているか。	20 点
5	点灯期間中、トラブルなくイルミネーションが実施できる体制が整っているか。	15 点
6	価格の妥当性はどうか。	10 点
合 計		100 点

- (2) 上記の項目に則り審査、評価を行い、合計得点が最も高い者を受託者と選定する。

なお、合計得点が同点の場合は、上記基準における No.1 の項目の合計得点が高い提案を選定するものとする。それでも同点の場合には、見積金額が安価である提案を選定する。それでもなお同額の場合には、審査会において委員協議のうえ決定する。

また、審査の結果、平均得点が 0 点となった項目がある提案については選定しない。

10 選定結果通知

審査会後、選定結果を通知する。(様式6)

なお、選定結果については様式 6 に記載する内容以外は開示しない。

11 契約の締結

- (1) 受託者決定後、速やかに契約を締結する。
- (2) 契約保証金 要 (契約金額の100分の10以上。ただし、長崎市契約規則(昭和39年長崎市規則第26号)第34条第1号又は第3号に該当する場合は免除)
- (3) 契約書作成の要否 要

12 その他

- (1) 提案者が参加資格を有しないことが判明した場合、その時点において当該提案者を失格として取り扱う。
- (2) 各手続きにおける提出期限以降の提出は認めない。
※提出期限以降における各種書類等の差し替え及び追加提出は認めない。
- (3) 参加表明後、提案書の提出期限の前日までは参加を辞退することができる。この場合において当該者はその旨を記載した書面を「13 担当課連絡先」に持参し届け出なければならない。
- (4) 関係書類の作成及び提出に係る費用は提案者の負担とする。
- (5) 提出された書類等は返却しない。
- (6) 提出された書類等は参加資格の確認及び審査以外に提案者に無断で使用することはない。
- (7) 提出書類等に虚偽の記載があった場合は、企画コンペの参加を認めない場合があると同時に、虚偽の記載をしたものに対して指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 提案が選定された場合、提案内容を遵守し業務を実施すること。本市が提案どおり実施されていないと判断した場合は、契約の解除、指名停止などの措置を行う場合がある。
- (9) この業務により発生する権利は、受託者固有の知識及び技術を除きすべて本市に帰属する。
- (10) 受託者は本業務を実施する際には市の担当者と密接に打ち合わせを行うなど、相互の信頼関係を維持し、かつ守秘義務を遵守しなければならない。また、契約終了後においても、知り得た情報を一切漏洩してはならない。

13 担当課連絡先

〒850-8685 長崎市魚の町4番1号8階

長崎市企画政策部官民連携推進室 林田

電話：095-829-1261 FAX：095-829-1112